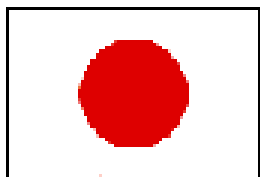


# 源泉所得税の改正のあらまし



日スペイン新租税条約関係



令和3年6月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。

さて、今般、「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスペイン王国との間の条約」（以下「新条約」といいます。）が令和3年5月1日に発効し、源泉所得税については令和4年1月1日から適用が開始されることになりました。

この新条約は、昭和49年に発効した現行の租税条約（以下「旧条約」といいます。）を全面的に改正するものになります。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、このパンフレットや新条約の条文をご参照の上、適正に所得税の源泉徴収を行っていただきますようお願いいたします。

(注) このパンフレットは、新条約の概要を説明したもので、令和3年5月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

詳しくは、財務省ホームページ (<https://www.mof.go.jp>) に掲載されている [新条約の条文](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/20210215Spa_j.pdf) ([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/international/20210215Spa\\_j.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/20210215Spa_j.pdf)) をご参照ください。

## 1 配当、利子及び使用料に対する課税の概要

配当、利子及び使用料については、原則として、次のとおり源泉地国（所得が生ずる国）における課税が軽減・免除されました。【旧条約第10条～第12条、新条約第10条～第12条】

	改正前	改正後
配 当	10%（議決権保有割合25%以上・保有期間6月以上） 15%（その他）	免税（議決権保有割合10%以上・保有期間12月以上） <sup>(注1)</sup> 免税（年金基金受取） 5%（その他） <sup>(注1)</sup>
利 子	10%	免税 <sup>(注2)</sup>
使用料	10%	免税

(注1) 配当を支払う法人の課税所得の計算上控除される配当については、10%の限度税率が適用されます。

(注2) いわゆる利益連動型の利子については、源泉地国免税は適用されず、10%の限度税率が適用されます。

## 2 配当、利子及び使用料以外の所得に対する課税の概要

配当、利子及び使用料以外の所得について、主に次の改正が行われました。

- (1) 一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行う勤務につき取得する報酬について、その他方の締約国において租税が免除される要件の一つが、「その課税年度において開始し、又は終了するいずれの12か月の期間においても、その報酬の受領者がその他方の締約国内に滞在する期間が合計183日を超えないこと」と改正されました。【旧条約第15条、新条約第14条】
- (2) 大学等の教育機関で教育等を行うため一方の締約国を訪れ、2年を超えない期間一時的に滞在する一定の教授等が取得するその教育等に関する報酬について、その一方の締約国において租税を免除する規定が廃止されました(新条約の発効日である令和3年5月1日において旧条約の特典を受ける権利を有する教授等については、同日以後も、旧条約がなおその効力を有するとした場合にその特典を受ける権利を失う時まで、その特典を受ける権利を引き続き有することとされました。)。【旧条約第20条、新条約第30条】
- (3) 専ら訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する一定の事業修習者について、その一方の締約国において租税が免除される期間の制限として、「その一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から1年を超えない期間についてのみ適用する」ことが追加されました。【旧条約第21条、新条約第19条】

### 3 新条約の特典を受ける権利の制限

配当、利子及び使用料について源泉地国免税の特典を受けるためには、いわゆる特典条項に定める一定の要件を満たさなければならないこととされました。【新条約第28条】

なお、この特典を受けようとするスペインの居住者は、「租税条約に関する届出書」に「特典条項に関する付表」を添付して、源泉徴収義務者を經由してその源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

※ 上記のほか、一定の場合に、第三国に存在する恒久的施設に帰せられる所得に対し新条約に基づく特典を与えない規定(第三国恒久的施設濫用防止規定)が設けられました。

### 4 新条約の適用手続

スペインの居住者が支払を受ける所得について、新条約の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けようとする場合には、令和4年1月1日以後最初にその所得の支払を受ける日の前日までに、「租税条約に関する届出書」(「特典条項に関する付表」等の添付書類を含みます。)、を、その源泉徴収義務者の納税地の源泉徴収義務者を經由して所轄税務署長に提出する必要があります。

### 5 新条約の適用時期

源泉所得税に関しては、令和4年1月1日以後に支払を受けるべきものから適用されます。【新条約第30条】

したがって、支払期日があらかじめ定められているようなものについては、原則として、その支払期日が令和4年1月1日以後であるものについて適用されることになります。また、支払期日が定められていないものについては、原則として、実際に支払を行った日が令和4年1月1日以後であるものについて適用されます。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく最寄りの税務署又は電話相談センターにおたずねください。

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。【<https://www.nta.go.jp>】
- 源泉所得税の納付は電子納税で!! e-Tax(イータックス)ホームページ【<https://www.e-tax.nta.go.jp>】

